

## 健康増進水中運動施設認定規定

### (目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会（以下「本協会」という）が、第3条の条件を満たした施設に対して、中高齢者のための健康増進が行なえる条件が整った水中運動施設であることを認定すると同時に、併せてメディカルアクアフィットネスインストラクターが在籍している施設であることを証明し、水中運動の理解を深めるとともに、安心して健康増進が図れる施設として広く告知することを目的とする。

### (施設認定の名称)

第2条 認定にかかわる名称は「一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定 健康増進水中運動施設」とする。

### (施設認定の条件)

第3条 施設の認定は、次に定める条件を満たし、本協会が認めたものとする。

- (1) 本協会認定メディカルアクアフィットネスインストラクター資格保持者が、施設に1名以上常駐していること。
- (2) 健康増進のための目的別プログラムがあり、運動指導を実践していること。
- (3) 施設プール水温は30℃以上を維持していること。
- (4) 温水シャワーなどの体温回復設備があること。
- (5) 救護室もしくは、それに代わる施設、設備を有すること。
- (6) 事故がおきたときに対応できる施設賠償責任保険に加入していること。

### (施設認定の内容)

第4条 認定を受けた施設に対し、認定証並びに掲示用ステッカーを交付する。また、「一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定 健康増進水中運動施設」の名称の使用を認める。

### (施設認定の期間)

第5条 認定の有効期間は2年間とする。

### (施設認定の更新)

第6条 認定の更新を希望する施設は、2年ごとに更新申請に基づき認定を更新する。

### (申請方法)

第7条 認定を希望する施設は、次の必要書類を揃えて本協会に申請すること。

- (1) 施設認定申請書
- (2) 本協会認定メディカルアクアフィットネスインストラクター資格証（コピー）

### (申請内容の変更)

第8条 施設に常駐する本協会認定メディカルアクアフィットネスインストラクター有資格者の移動、又は認定を受けたときの申請内容に変更が生じた場合には、所定の変更届出書を提出しなければならない。

### (施設認定の取消)

第9条 認定を受けたものが、次のいずれかに該当する時は認定を取り消すものとする。

- (1) 施設認定取消の申請があったとき。
- (2) 虚偽その他の不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 認定を受けた施設が、第3条の認定条件に該当しなくなったとき。
- (4) 認定を受けた施設が、施設を廃止したとき。

(細則)

第10条 本規定で定めるものの他、必要な細則は理事会の決議により定める。

付 則1. この規定は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。

(2012年3月30日)

2. 令和3年5月20日 第1条、改定
3. 令和3年5月20日 第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、細則1 削除
4. 令和3年5月20日 第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条 追加